

河合町長期継続契約をすることができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月 1 2 日

河合町長 岡井 康德

河合町規則第 4 号

河合町長期継続契約をすることができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

河合町長期継続契約をすることができる契約を定める条例施行規則（平成22年9月河合町規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

（4） 給食業務の委託に関する契約

附 則

この規則は、公布の日から施行する。